

業務部速報

No. 18

発行 11. 8. 23

JR東労組 業務部

申27号

人事・賃金制度の見直しに関する

第2次説明交渉第8回目(その3)



確認事項

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

◇第62項 主務職・指導職の1等級と2等級の所定昇給額が同額の根拠について

- ・同一職種では同じ昇給額とするのが基本。ただし、主幹職AとBは、現場長と助役ということで明らかに職責が違う。また、係職は、賃金カーブで若いうちに立ち上がるよう、昇給額を上げている。
- ・1等級と2等級で実務経験年数の違いについては、昇格昇給額がつくので定期昇給額が同じでも矛盾はない。昇格を試験から審査にしたのもひとつの現れである。

◇第63・64・65項 役割手当の支給額、支給対象および支給の考え方について

- ・役割手当は、職責に対する役割を担い、課題に取り組むことで能力を発揮してもらうことに着目して支給していく。支給区分については、下表のとおり。「その他」の支給額を基本とし、職責に応じて加算している。
- ・役割手当(その他) > 扶養手当 + 職務手当 + 技能手当になるように金額を決めている。また基準内賃金に入るため、不利益な扱いにはなっていない。仮に、扶養家族が多いなど、現行より不利益になる場合は、経過措置として現行の金額を保証する。
- ・課題を課すことが難しい場合や明確に課題を拒否する場合は役割手当は支給されないが、その場合、扶養手当・職務手当・技能手当は支給される。
- ・扶養手当が併給されないのはおかしいという意見は承知しているが、今回の提案は賃金のつくりを変えるものであり、より仕事を行ってもらうことを重視している。

支給額	主幹A	主幹B	専任職	統務職
60,000	現場長等			
55,000	助役		特に指定	
45,000	特に指定する副課長		経験ある講師(取りまとめ役)	
40,000	副課長・指令長等		その他(一般の講師等)	サービスマネージャー、指導組持、メセ筆頭主任講師等
35,000	その他(主席等)	指令等		教導、輸送担当、指令等
30,000		その他(主席等)		
28,000				その他(主席等)

説明交渉で制度の真意をつかみ、働きがいのある人事・賃金制度を作り出そう!

次回交渉は、
8月26日予定